

公立大学法人大阪事後審査型条件付き
一般競争入札（郵便方式）入札心得に関する注意事項

1 本件、大阪公立大学医学部附属病院ほかクレジットカード（加盟店契約・通信販売加盟店契約）およびデビットカード決済にかかる業務委託（長期継続）（以下「本件」という。）の入札に当たっては、公立大学法人大阪事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得（以下「入札心得」という。）第4条第7項「郵便入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。」を、「郵便入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札書記載金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」と読み替えます。

2 本件の入札に当たっては、入札心得第10条第1項「開札の結果、落札者の決定を留保した上、予定価格の制限の範囲（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲）で最低の価格（売払い契約にあつては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。なお、落札金額は、入札価格に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあつては、原則として端数処理は行わない。」を、「開札の結果、落札者の決定を留保した上、予定価格の制限の範囲（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲）で最低の価格（売払い契約にあつては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。なお、落札金額は、入札価格とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。」と読み替えます。

3 本件の入札に当たっては、入札心得第13条中「落札者は、契約を締結するにあたり、契約金額（単価契約の場合は、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨））の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。」を、「落札者は、契約を締結するにあたり、入札書記載金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。」と読み替えます。

4 本件の入札に当たっては、入札心得第15条中「第14条第2項から第4項の規定によ

り落札者が契約を締結しないときは、落札金額（予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあっては、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額。長期継続契約にあっては、落札金額を1年あたりの額に換算した金額）の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。」を、「第14条第2項から第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。」と読み替えます。